限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の二十九項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十八項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十五項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一・二　（略）

三　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

四　（略）

一

	(い)	(ろ)	(は)
図書の種類	（略）	二面以上の立面図	
明示すべき事項		（略）	（略）
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	

二

	(い)	(ろ)	
	法第二十条の規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項
(一)	（略）		
	令第百二十九条の二の三第三号の規定が適用される建築物	令第百二十九条の二の三第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百二十九条の二の三第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	（略）		
(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
	法第二十一条第一項本文の規定が適用される建築物		防火区画の位置及び面積

限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の三十項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十九項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十七項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一・二　（略）

三　代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）

四　（略）

一

	(い)	(ろ)	(は)
図書の種類	（略）	二面以上の立面図	
明示すべき事項		（略）	（略）
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）	

二

	(い)	(ろ)	
	法第二十条の規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項
(一)	（略）		
	令第百二十九条の二の四第三号の規定が適用される建築物	令第百二十九条の二の四第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百二十九条の二の四第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	（略）		
(二)	法第二十一条の規定が適用される建築物	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置
	法第二十一条第一項本文の規定が適用される建築物		壁等の位置